

# 社会福祉協議会とは…



社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26(1951)年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されています。

社会福祉協議会は、地域の皆さんが住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域にある様々な社会資源とのネットワークをつくり多くの方々と「協働」を通じて地域福祉の推進を進めております。

実は皆さまの生活に直結した地域活動に使われています!!

## 社会福祉協議会のシンボルマーク

このマークは、社会福祉および社会福祉協議会の「社」を象徴化し、「手をとりあって、明るくあわせな社会を建設する姿」を表現しています。(昭和47年6月、全国社会福祉協議会で制定されたものです。)

## 社会福祉協議会が誕生した理由

日本の社会福祉の仕組みは、戦後に形づくられ、国は児童及び身体障がい者、生活保護並びに社会福祉事業といった法律を整備し、国の役割と責任を明確に示しました。また、国のみならず民間の社会福祉事業の推進、さらには住民による地域福祉活動を奨励しました。

この力を束ねることによって、住民側からの自主的なコミュニティづくりが意図的に進められるよう、全国すべての市区町村に**住民による住民のための福祉団体**が創られることを促しました。こうして誕生したのが「**社会福祉協議会**」です。

## なぜ、会員制度をとっているのか「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して

社会福祉協議会が「**会員制**」をとらせていただいている理由はここにあります。八千代市社会福祉協議会は、地域の皆さまに支えられた**民間の福祉団体**です。住み慣れた地域の中で、家族や友人、そして隣近所の人たちとより良い関係の中で「ふれあいの生活」を送ることは、すべての人々にとって共通の願いだと思います。その願いを大切にしている社会福祉協議会では、私たち一人ひとりが地域福祉の主演として、地域社会の風土と支え合いの仕組みを住民自らの手で取り組めるよう先駆的な役割を担っております。

八千代市社会福祉協議会では、八千代市や千葉県社会福祉協議会からの委託費及び補助金を大きな財源としています。このほかにも**共同募金**(赤い羽根・歳末たすけあい募金)**配分金**や**寄付金**、そして**会員会費**といった財源を元に地域福祉活動を推進しています。行政の福祉施策とは違った住民主体の地域福祉活動が円滑に実施されるよう、年間を通じて自治会や各種団体、企業・商店などの多くの皆さまに会員加入のお願いをしています。

## 会員の皆さまは社会福祉協議会のサポーター

会員加入とは、社会福祉協議会の運営やサービスへの参加・協力に対して、財政面でのご支援をお願いするものです。また、会員になることによって、一人ひとりが「地域福祉」を自らの活動として受け止め、**間接的に参加していただいているという意味も持っています**。いわば、社会福祉協議会のサポーターとして、ともに「地域福祉」に取り組んで行く仲間であるとも言えます。

皆さまから寄せられた会費は、社会福祉協議会が実施する「地域福祉事業」の財源として活用しています。ボランティア、住民活動、小地域の活動などの事業や福祉サービス事業などを進めるための大切な財源となっています。

社会福祉協議会の活動にご理解いただき、一人でも多くの皆さまが社会福祉協議会会員に加入いただきますようご協力をお願いいたします。

## 会員の区分 社会福祉協議会会員には次の5つの種類があります

**普通会費**=一般世帯の皆さまについては、町会・自治会を通じてお願いしています。他、個人で賛同いただいている市民の方もいます。

**特別会費**=福祉関係に属する個人(民生委員・児童委員・センターサークル・社協の理事・評議員・職員など)

**法人会費**=企業・商店・施設

**団体会費**=組織団体(各医師会・各連絡協議会・八千代ふるさと親子祭実行委員会・町会などの消防団・各種団体支部など)

**名誉会費**=個人・団体

普通会費	特別会費	法人会費	団体会費	名誉会費
300円	1,000円	5,000円	10,000円	30,000円

## 会員(会費)の加入時期と方法

会員募集は、年間を通じて行っておりますが、毎年6月から8月を会員募集月間として、自治会や各種団体、企業並びに商店などへお願いしております。

## 社会福祉協議会 会費 Q & A



### Q1. 募金との違いは?

**A.** 募金はその趣旨(例として「**共同募金**」は、千葉県下全体の施設整備と地域福祉の増進及び国内での災害支援。「**歳末たすけあい運動**」は、市内の要援護者に心温まる年末・年始を過ごして貰うための支援)のもとで行われるものです。「**会員会費**」は、社会福祉協議会の自主事業全てに活用できるものであり、何よりも入会することにより会員自身の参加・参画意識が事業の推進に大きく寄与するものと考えられます。

### Q2. 『寄付』ではなく、『会費』と呼ぶのには意味があるの?

**A.** 自分たちのために自分たちで出し合い、自分たちで使う。それが社協会費です。補助金や委託費はそれぞれ使用目的が決まっています。補助金は、市民の暮らしをより良くしようとする社協の活動や事業を支援するために市などが補助しているお金のことです。委託費は、市などの自治体の事業を社協が委託を受けて行う時に係る必要経費を委託金として受け取るものです。社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として『社会福祉法』に位置づけられ、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を行政とともに、市民の側からもつづけていくことを推し進める組織です。

### Q3. 会員になれば特典やメリットはあるの? 会員にならないと社会福祉協議会のサービスが受けられないの?

**A.** 会員になったからといって特別な特典はありません。また、会員と非会員との対応への区別もしておりません。会員制度は、「お互いの支え合い」の精神に基づくものであり、皆さまが会員となることで、その会費をもとに福祉のまちづくりの推進を一緒に支えていくというものです。

### Q4. 会費は強制なの?

**A.** いいえ、会費は強制ではありません。会費は、社会福祉協議会の事業に賛同して下さる方に納めていただく【任意】のものです。

### Q5. なぜ社協会費を自治会が集めるの?

**A.** 地域での助け合い・支え合いが会員募集の根幹と考えています。このため、全世帯加入の会員制度を目標に地域福祉を推進し、どのような問題や課題があって、どのような福祉サービスが必要かを把握しなければなりません。こうしたことから社会福祉協議会の理事・評議員には、自治会長様をはじめ、福祉団体やボランティア団体など、地域の代表者の方々に事業活動や予算、運営について参画していただいております。役員として、また地域福祉の推進者として社協会費の取りまとめにも自治会長様にはご協力をお願いしております。

ホームページアドレス <http://yachiyosyakyō.jp/>

お問合せ ☎ 047-483-3021

F A X 047-483-3083

開館時間 平日 9:00~17:00

住 所 八千代市大和田新田312-5  
八千代市福祉センター内(市役所隣り)

休 み 土曜日・日曜日・祝日・年末年始



Facebookも開設しました!

八千代市社会福祉協議会は誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指しています